

総務常任委員会

平成16年8月25日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○嶋田 善行 西谷 剛周
森河 昌之 小野 隆雄 坂口 徹

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 恵三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	加藤 保幸
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 坂口委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。会議に先立ちまして小城町長からご挨拶をいただきます。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本日の会議録の署名議員に、坂口議員と嶋田議員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、お手元に配布いたしておりますレジメに従って、本日の会議を進めたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。この関係につきましては、1つに藤ノ木古墳の整備、保存に関すること。2つに、中宮寺史跡の公有化についての対応。3つに、その他史跡保存調査等について、の3区分に分けて説明を受けることにいたします。それでは説明をお願いいたします。

生涯学習 課長 それでは斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを報告申し上げます。まず、1つ目でございますが、史跡藤ノ木古墳の整備に関することについて、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。まず、史跡藤ノ木古墳の整備に関しましてご報告いたします。前回の当委員会でご報告させていただきました通り、整備検討委員会を7月29日に開催いたしまして、史跡整備基本設計書作りに向けての墳丘の整備手法について、検討していただきました。整備検討委員会では、第5次調査成果を基に、考古学的に想定できる墳丘復元等について、詳細にご検討いただいた結果、現況を活かした墳丘整備をする方向で

ご意見を賜りました。資料1の1ページをご覧いただきたいと思
います。この、現況を活かした整備と申しますのは、墳丘が削り取られた
り、雨水により流出している部分については、墳丘及び石室の保護上、
必要な部分に対して盛土を行うものの、古墳が造営された当初の姿に
復元するという、いわゆる復元整備はしないというものであります。
そして発掘調査の結果から想定される造営当初の墳丘のすそ部分につ
いては、全面的に表示し、説明板において提示していくという方法が
望ましく、不確定な部分が多い中で、推定した現在の古墳は控えるべ
きとの考えに基づいているわけでございます。そして、当委員会にお
きましても既にご報告させていただいております資料の2ページ目と
3ページ目をご覧いただきたいと思います。昨年度に実施いたしました、
第5次調査成果における宝積寺跡及び墳丘規模に関しまして、整備
に向けての追加の確認を目的とした発掘調査を整備工事までに実施
するよう、ご意見を賜りました事から、現在奈良県、文化庁と協議を
進めているところでございます。このあと、今年度の予定といたしま
しては、今年末までに2回の整備検討委員会を開催し、まず第1回目
が石室の整備、そして2回目がガイダンス施設等についてご検討いた
だき、今年度中に整備基本設計書を策定をして参りたいと考えている
ところでございます。そして今後の全体的な整備計画といたしまして
は、今年度の整備基本設計書の策定を受け、文化庁、奈良県と協議い
たしまして、事業化が認められれば、これまでにご報告させていただ
きました、史跡整備年次計画のとおり平成17年度より3ヵ年での整
備事業に着手し、平成19年度での完了を目指して参りたいという風
に考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして2つ目でございますが、史跡中宮寺跡の発掘調査につ
いてご報告申し上げます。史跡中宮寺跡の発掘調査につきましては、前
回の委員会でもご報告しておりますが、17年度に買収の予定をして
おります土地開発公社所有地、法隆寺東2丁目の416番地ござい
ますが、今日までの文化庁との協議により、新たに調査を行い、遺構
が発見された場合は公社用地を町へ売却することについても、国の補

助対象事業として認めようと言われておりますところから、6月より3ヶ月間の予定で調査に取りかかっているところであります。調査の成果につきましては、調査終了後の次回の総務常任委員会におきまして、委員の皆様にご報告させてもらいたいと考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。また、本年度予定しております史跡中宮寺跡の用地の公有化の部分につきましても、現在土地所有者の方々と契約に向けての債務の交渉等、順次進めているところであります。

次に3つ目でございますけれども、その他の文化財調査についてという事でございます。その他の文化財調査につきましては、まず法隆寺境内の北方におけます防災壁等の設置工事に伴う発掘調査についてであります。法隆寺より発掘調査の委託依頼を受けまして、8月9日より一定の工事区間における試掘調査に着手しております。そして、当初発掘調査につきましては、8月末を目途に調査を一旦中断いたしまして、6月の定例議会でご承認をいただきまして、予てより計画を進めております法隆寺門前の東側の広場の整備に伴います発掘調査を9月上旬より着手して参る予定でございます。それが終了後、また引き続き法隆寺の方の調査に戻りたいという風に考えているところでございます。なお、町の史跡駒塚古墳の発掘調査等につきましては、現在発掘調査に向けての計画準備を進めておりまして、10月頃には着手できるのではないかなという風に考えているところであります。

以上で斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があったらお受けしたいと思います。

小野委員 藤ノ木の件なんです。先日建設水道常任委員会を傍聴した時に、委員の方から、前の南側の町道の事でいろいろ質問されていた、という経緯があるんです。その時に建設課の担当の者から、藤ノ木の整備

と合わせて検討していくべきで、先日2日ほど前ですかね、だから色々生涯学習課とも協議しますという返事をしてたと思うんですが、その点については今までからどういう流れになっているのか、藤ノ木の担当の方からどういう意見か、ちょっと教えてください。

生涯学習
課長 整備担当課の方から今委員さん申されました、道路の部分について協議を受けております。我々としたしましても、道路担当課の方とこれから協議を進めていく中で、道路の整備等も含めました中で、藤ノ木古墳の整備に向けて検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

小野委員 私は議員さんと建設課の担当とのやりとりの中で、ちょっと何かおかしいなという感じを受けておったんです。と言いますのは、私も藤ノ木古墳検討委員にも2年間参画しましたし、当時の整備計画ではあの町道については、何か触らないような形で計画を作っていたと認識しているんですが、その建設水道常任委員会の委員さんは、もっと南側へ町道を整備検討したらどうや、というような話をしておられる、と私は考えているんです。だから、建設課と生涯学習課とで、町道について、藤ノ木古墳に隣接している南側の町道について、どのような協議をされているのか、まだしてません、と言うならそれで結構だし、されていると言うなら、どの程度の事をされているのか。

生涯学習
課長 細部等についての協議はまだ全然進んでいませんので、これから建設課と詰めていく中で、道路の位置とか藤ノ木の関連する部分について検討させていただきたいと考えております。

小野委員 委員会が別だからそういう話をしてもらったら、やっぱり議員としてはもう少し強力に突っ込まないといけないと思うんですが、はっきりした事を言ってもらっておかないといけないと思う。その点について助役とか町長はどう思いますか。

町 長 この関係等については、まだ話は全くしておりませんし、そういう事も踏まえて建設水道常任委員会に出た委員の話でございますけども、町としてはまだ全く考えておらないという事になります。

委員長 他にございませんか。

藤ノ木の関係でなければ、1つ私の方からお聞きをしておきたいと思うんですけれども、ただ今の報告で藤ノ木古墳の整備の方向付けというのは、一応できたように思うんです。これと合わせて、石室の回答も方向も一応出てるんですが、合わせて議論になったのは、出土品の展示をどういう方法で行っていくのかという事について、委員会などではできるだけ地元で展示できるような事を考えて欲しいという事を言ってきていますし、当初計画では資料館と言うべきなのか、資料室と言うべきなのか、そういったものも考えて町としては示されているんですけれども、現在そういう関係については、まだ具体的な検討課題に上っていないように思うんですけれども、今後このような事についてどのようにお考えになっているのかだけ、方向としてお示しできれば示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町 長 委員長ご指摘のように、この整備の関係について出土されたもの、あの当時、奈文研の田辺教授ですか、地元で出たものは、地元でそういう施設ができればできるだけ支援をしていきたいという方向になっておりますけれども、町としてもあの周辺でどうするか等考える中で非常に莫大な予算がかかって参ります。町としてはそういう施設等の兼ね合いを考えますと、将来的に町が貸しています福祉協議会、あるいは保健センター、将来的に福祉会館ができるならば、あの周辺等を考え、将来、埋蔵文化センターを兼ねた、展示できるような状況等を考えて将来的に、ここ1、2年か若しくは3年くらいに保健福祉センターがどこかに移転されると考えておりますし、また、福祉センターについてもそこへいきますから、そういう場所を活用してできるだけ

役場の近くに考えていきたい、これはまだ全く確定もありませんけれども、将来的に考えますと財政的にできるだけ有効なものを利用しながら考えて参りたいと思っております。

委員長

古墳の整備と合わせて資料展示の関係についての、先ほど町長からご答弁ございますが、そういう権利は持っていると思うんです。ただ、昨年総務常任委員会がそれぞれ視察をいたしました時に、提起をし、総括をしてるんですが、これは2つの方法が考えられるという事。1つは今言われていますように、藤ノ木の周辺で建物が考えられるかどうか。もし、それを考えていくとすれば、先ほどの道路の問題とか、いろんな敷地面積の関係とか出てきますから、関係してきますけれども、斑鳩町全体として中宮寺などの関係も含めて1つの史跡をどこかにまとめて展示をするという方法を考えるというような事も1つの方法としては出ていますので、そういった面も含めて今後どうあるべきかという事については十分留意をしながらご検討をいただきたい。その事によって、ホールで今展示室を設けています展示室の使い方などの関係も必然的に関わってくるだろうという風に思いますので、そういった面も十分配慮しながら1つの構想を、きっちりしたものをお持ちするようにしてもらいたいという風をお願いをしておきたいという風に思います。

他にございませんか。

藤ノ木古墳、さらに中宮寺史跡、その他の法隆寺西北部の境内の防護壁など委託調査を受けて対応していくという事ですが、それらも含めて何かございませんですか。よろしいですか。

(質疑なし)

委員長

それでは特に質疑、その他がないようでございますので、継続審査案件にしております史跡等の取扱いについての事案については、報告を了承する事にして、今後慎重の対応を求めるという事で終了したい

と思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは終了いたします。

次にその他の審査事案になるわけでありませけれども、9月町議会の定例会に付議予定議案として総務委員会所管に関わる事項がここに例示されておりますので、その内容についての説明を受ける事にいたします。説明して下さい。

税務課長 それでは一番目の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。資料2をご覧いただきたいと思ひます。この最後に付けております要旨をもってご説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、平成16年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律、平成16年法律第17号でございますが、これが平成16年3月31日に公布されたところでございます。今回の改正は5月の臨時議会で専決処分の承認をいただいたものを除き、平成17年度以降適用するものについて改正を行うものでございます。今回の改正といたしまして、主なものでございますが、個人住民税関係では、①税負担の公平の観点から、生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止し、所得金額が一定金額を超える者に均等割を課税するものであります。これは、平成17年が2分の1の1、500円、平成18年度から全額の3,000円となるところでございます。現行の制度では均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有するもの、いわゆる生計同一の妻につきましては、均等割が非課税となっておりまして、今回の改正では生計同一の妻が幾ら所得を得ていても、均等割が課税されず税負担の不公平が生じています。特に近年、就業して所得を得る妻が増加しており、それらの方々について均等割の納税義務はなく、課税の公平の観点からこの非課税措置を廃止するものでございます。な

お、均等割には、非課税限度がありますので、所得金額が一定金額、パート、事務等、100万円以下の専業主婦には、引き続き課税はされません。なお、この改正に伴います対象者は、約1,900人で17年度は285万円、18年度は570万円の増となる見込みでございます。

②の世代間及び世代内の税負担の公平の観点から、所得税と同様に公的年金等控除の見直しとあわせて、老年者控除を廃止するものでございます。高齢者の状況は、健康状態、経済力等に応じ、様々であり、一口に論ずることができないとされ、年齢だけで高齢者を別扱いする現行制度は見直しの必要があるとされてきました。現行、老年者控除は所得の合計が1千万円以下の者に適用されていますが、65歳以上の大部分の人に適用され、実質的に年齢だけを基準に高齢者を優遇する制度となってきたところでございます。こうした状況の中で今回、税の公平性の観点から老年者控除を18年度から廃止するものでございます。この改正に伴う対象者は約1,050人で、1,500万円の増となる見込みでございます。

次に固定資産税関係でございます。これは、家屋の所有者以外の者が、テナント等の場合でございますが、事業の用に供するため、取り付けた附帯設備が家屋に符合している場合には民法の規定により、所有権が家屋の所有者に帰属する事となっております。この事から、家屋の所有者の納税義務者としていたところでございますが、家屋の所有者にとって、自らの起因しない事由に基づき、課税されることとなる事から、今回の改正により、当該取り付けた附帯設備はその事業の用に供している者を所有者とみなして課税できるものとし、合わせて当該附帯設備は償却資産とし、取り付けた者に課税するものでございます。この改正は18年度から行うものでございます。その他、他法の改正により、条例の整備を行うものであります。以上が今回の改正に伴う主な改正点でございます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

委員長 税改正の要旨についての説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

(質疑なし)

委員長 特にご覧いただけますか。
それではこの種の内容のものが9月議会で条例改正として上程されるという事をご理解いただいております。これで終わります。
次に平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政課長 それでは、9月議会で提案を予定しております平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。表の一番下、計欄の右側をご覧ください。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,322万4千円を増額し、歳入歳出それぞれ9億2,889万円とするものであります。その主な補正の内容でございますが、まず第9款地方特例交付金で、平成16年度交付額の決定によりまして、1,030万2千円の減額補正をお願いするものであります。また、第10款地方交付税におきましても、平成16年度普通交付税の交付額の決定により8,190万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金ですが、去る5月13日の局地的豪雨により町道141号線の路肩の一部が崩れる被害が発生しております。今般、公共土木施設災害復旧事業として国の承認を受けられましたことから、災害復旧費国庫負担金176万6千円の追加補正を行うものであります。

次に、土木費国庫補助金では、法隆寺藤ノ木線整備事業にかかる国

庫補助金が増額承認されたこと並びに法隆寺門前東側広場整備事業が新たに追加承認されましたことから、2,000万円の増額補正をお願いするものであります。

第15款県支出金では、在宅精神障害者ホームヘルプサービス事業費の増加にともない県補助金が増額される見込みから、民生費県補助金195万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金では、斑鳩町開発指導要綱の改正以前に開発のごさいました事業にかかります公共施設整備事業協力金14万9千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、平成15年度決算にともない1億8,385万3千円の増額補正を行うものであります。

第20款諸収入では、雑入としまして、親子環境教室等の環境保全推進事業が、自治総合センターの平成16年度環境保全促進事業助成金対象事業として採択されましたことから、70万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債でございますが、まちづくり総合支援事業債で、法隆寺門前東側広場整備事業が、先ほど申し上げましたように、国庫補助事業に採択されましたこと等により2,870万円の増額補正、またJR法隆寺駅周辺整備事業債では、工事期間の延長等により、当年、16年度で事業費が減収したところです。その関係で、2億5,950万円の減額補正、臨時財政対策債では、発行可能見込額の確定により180万円の減額、減税補てん債におきましても発行可能見込額の確定により420万円の減額補正をお願いするものであります。なお、この町債につきましては、地方債補正でも限度額の補正をお願いするものであります。

続きまして裏面をご覧くださいと思います。歳出予算の補正でございます。第2款総務費では、一般管理費におきまして、住民投票に要します執行経費を計上させていただきました。報酬、時間外勤務手当等合わせまして670万3千円の追加補正をお願いするものであります。次に、財産管理費では、繰越金を原資に後年度の財源調整を

資するため、財政調整基金への積立て1億円と、歳入でご説明申し上げました公共施設整備事業協力金14万9千円を公共施設整備基金に積立てるため増額補正をお願いするものであります。

次に、第6目企画費では、市町村合併に関する情報提供の場として住民説明会を実施いたしますことから、その会場使用料として9万1千円の追加補正をお願いするものであります。次に、第3項戸籍住民基本台帳費ですが、性同一障害にかかる性別記載削除に伴いまして、印鑑登録電算システムの改修が必要となりますことから、その経費18万4千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費では、障害福祉費で、平成15年度において受入れました身体障害者保護費国庫負担金等の精算にともない、国庫支出金の返還が生じたことから、その償還金148万3千円の追加補正、そして、精神障害者ホームヘルプサービス事業におきまして、サービス利用者が増えた事、また、利用者の症状の重度化により利用時間数が増加していることから、その事業費260万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費ですが、道路新設改良費で、龍田西8丁目地内の斑鳩町土地開発公社保有地についてその一部を町道用地として買戻しいたしますことから、その必要経費1億523万7千円の増額補正をお願いするものであります。次に、景観保全対策事業費では、法隆寺藤ノ木線整備事業にかかる国庫補助金が増額承認されましたことから、平成17年度に実施を予定しておりました舗装等の工事を前倒しして実施いたしたいことから、その事業費860万円の増額補正をお願いするものであります。また、現在、県で実施されております法隆寺門前の道路整備事業の進捗にもあわせまして、国に要望を行ってまいりました法隆寺門前東側広場整備事業にかかる国庫補助が追加承認がされましたことから、その事業費4,840万円の追加補正をお願いするものであります。次に、JR法隆寺駅周辺整備事業費では、工事期間を2年から3年に先の6月議会の方で延長させていただいております。その平成16年度分負担金3億1,731万4千円の減額補

正。そして合わせまして新たに法隆寺駅東側の踏切の拡張工事が必要となりますことから、その工事負担金等5,802万6千円の追加補正をお願いするものであります。なお、踏切の拡張等にもないます工事負担金3,702万6千円の追加につきましては、下の債務負担行為補正にもありますように、債務負担行為の限度額の変更をあわせてお願いしております。

次に、第9款教育費では、幼稚園費で、斑鳩西幼稚園におきまして、現在、用務員業務をシルバー人材センターに委託をしておりますが、委託時間を延長して円滑な園運営を図るため委託料37万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款災害復旧費では、道路橋りょう災害復旧費で、歳入予算の補正のところでもご説明申し上げましたように、町道141号線の災害復旧経費355万円の追加補正をお願いするものであります。なお、この5月13日の大雨の関係でございますが、この町道141号線災害復旧工事に係る測量設計費31万5千円、水防活動にともなう消防団報酬等の経費に126万円、合わせまして157万5千円を予備費から充用させていただいておりますことを併せてご報告申し上げます。

最後に、第12款予備費については、今回の予算補正から生じました財源2,513万8千円を予備費に留保することといたしております。

以上簡単ではございますが、9月議会に提出を予定しております平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質問がありましたらお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 特にございませんか。

それでは、この補正予算の内容を見ますと、同じ関係、所属委員会でもご説明を申し上げて、あらかじめご意見などを伺ったうえで、総務常任委員会に改めて付託がされてくるという性格のものでありますが、その事を理解したうえで、本日は説明を受けたという事に留めておきたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それではそのような取扱いをさせていただきます。

次の審査に入りたいと思いますが、③、④、⑤の関係は、項目別に色々ありますけれども、事由としては同様の事由になってるという風に思いますので、一括して説明を受けた後、質疑等があればお受けするという事にしたいという風に、取扱いを多少まとめて行いたいと思いますがよろしいですか。

(了 承)

委員長

それでは今申し上げましたように、③、④、⑤は性格的によく似た内容のものだと思いますから、一括してご説明をお願いします。それではどうぞ。

総務課長

それでは、その他の審査事項の③、④、⑤でございます。まず、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。これにつきましては、奈良県市町村会館の管理組合を組織いたします地方公共団体の数の減少についてでございます。平成16年9月30日をもって、合併により、新庄町及び當麻町が廃止される事により、奈良県市町村会館管理組合から新庄町及び當麻町を脱退させ、新たにその区域をもって設置される葛城市を平成16年10月1日から当管理組合に加入させることについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき、議会の議決を求めています。

くものでございます。

次に、その他の審査事項④奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について、そして⑤奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について、この2つでございますけれども、今申し述べました新庄町及び當麻町の廃止及び翌日には葛城市が設置される事によりまして、それぞれの組合による地方公共団体の数の減少と、更にこの2つにつきましては、それぞれ組合同約がございます。その組合同約の中でこの合併により、当組合議会の議員定数及び当組合を組織する地方公共団体を記載しております別表の改正がございます。④⑤につきましても、合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づきまして、規約の変更及び組織する地方公共団体の数の減少につきましてそれぞれ議会の議決を求めるものでございます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

主旨説明が行われましたが、これについて質疑はございますか。

(質疑なし)

委員長

それでは、この種の問題は新庄町と當麻町が解消されて葛城市として新たに発足するという事に伴う処理手続きであるという事でご理解をいただいております。

以上で9月定例議会で総務常任委員会所管に関わる事項についての予定致しております付議事案についての説明が終わりました。

本委員会では正式な付託機関では本題になっておりませんので、その主旨の説明を受けたという事で留めたいという風に思いますがよろしいですか。

(了 承)

委員長 それでは、9月議会の付議予定議案の説明についてはこれで終わることいたします。

それでは次に各課報告事項に移ります。順次説明を受けて参りたいと思います。どうぞ。

総務課参事 それでは報告事項の(1) 峨瀬自治会集会所に係る損害賠償請求住民訴訟事件についてご説明申し上げます。事件名につきましては、損害賠償請求住民訴訟事件、奈良地方裁判所平成16年6月13日受付しております。事件番号につきましては、平成16年(行ウ)第3号、原告西谷剛周、原告訴訟代理人弁護士金井塚康弘、弁護士畠田健治、被告斑鳩町長小城利重、被告訴訟代理人弁護士川崎祥記、着手金661,500円となっております。これにつきましては、消費税31,500円は含まれております。この請求事件の初公判が平成16年8月18日であることから、訴訟に関する弁護士への委任にかかる着手金の予算措置については、総務常任委員の皆様には事前に予備費から流用することについて、ご説明申し上げ、ご理解をいただいております。以上報告事項とさせていただきます。

委員長 この件につきまして何か質問ございますか。

小野委員 公判の状況を教えて下さい。

総務課参事 先ほど申し上げましたように、第1回目の公判が8月18日ございました。第2回目につきましては、9月9日を予定しております。

西谷委員 着手金661,500円という事で言われたんですけど、8月18日に初公判があったんですけど、その時に川崎弁護士は来られてなかつ

たと思うんですが、それについてはどのような理由で来られなかったのか聞いておられますか。

総務課参 事前には聞いておりません。

事

西谷委員 私も当然裁判に行ってたんですが、実際に町の方からも職員さんは来られてて、実際に突然弁護士が来てない、という事だったんです。川崎さんというのは、町の顧問弁護士だし、顧問弁護士である川崎さんが、初公判に連絡もなしに欠席というのは、非常に私は行政側の弁護士について、非常に誠意を欠く行為だと思う。その点はどう考えておられますか。

助 役 こういうケースは多々ある事でございまして、初公判ということで、答弁書の提出という事で、川崎弁護士が直接来なくても、事務所の方が来られるという事になっておりますので、別に我々としては問題ない。これから後に公判が進んでいく中では適切な対応をしていただくものと思っております。

委員長 この件については、今後の公判の推移を注目せざるを得ないという風に思いますので、訴訟が裁判所で審議される状況になってきているという報告を受けたという事で留めておきたいと思います。

次に（２）大字龍田財産区に係る建物収去土地明渡請求事件についての説明を求めます。

企画財政 大字龍田財産区に係る建物収去土地明渡請求事件につきまして、今日までの裁判の状況についてご報告させていただきます。

課長

昨年１１月１９日の総務常任委員会でもご報告申し上げましたが、裁判官を３人とする合議制に変更され、同時に、和解の話し合いを打ち切り、審理を進めるということで今日まで進められてまいりました。ただ、平成１１年９月に訴えの提起をして以来、裁判も長期に渡り、

裁判官も途中交替をしていますことから、まず、3回にわたり争点整理がされております。その後、証人調べ2回を経て、去る7月7日に裁判は結審をいたしたところでございます。まだ現在、判決の日程等が裁判所から示されておりませんが、判決をいただきましたら、当総務常任委員会にご報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。

以上簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 この件については、結審になったという事で、あとは判決を待つばかりという状態で判決日については、まだ明らかではないという報告がありますが、よろしいですか。

(了 承)

委員長 それでは、報告をお受けしたという事で終わっておきたいと思えます。次に(3)子ども模擬議会の結果について報告して下さい。

教委総務課長 子ども模擬議会の結果についてでございます。8月18日水曜日に子ども模擬議会の結果について、ご報告させていただきたいと思えます。当日午前9時30分から正午頃まで、議会の議場をお借りいたしまして、3小学校の4年生から6年生の計20名の児童達に、体験学習の場とさせていただきました。議長におかれましては、ご多忙中にかかわりませず、当日だけではなく、17日のリハーサルにもご出席をいただきました。おかげをもちまして、子ども達の活発な発言を引き出したものと感謝いたしております。一日議員からは、質問内容といたしまして、きちんとごみの分別をする為に分別の分かりやすい表を作ってほしい、並びに竜田公園近くにボール遊びや小さな子どもや障害者も遊べる公園を作ってほしい、また、議員自ら交通量調査をされまして、通学路にカーブミラーを設置して欲しいなど、道路や公園の整備から環境問題まで様々な角度から自分達の意見を発表されま

した。会議録につきましては、現在調整中ございまして、出来上がりましたら、一日議員として参加していただきました児童及び学校に配布する予定でございます。議員の皆様方にも配布させていただきますので、ご一読していただきましたら幸いかと思います。以上簡単ではございますが、子ども模擬議会の開催結果についてのご報告とさせていただきます。

委員長 質問がございましたら、お受けします。

小野委員 今回が第10回目という、記念すべきというんですか、そういう子ども模擬議会だったと思うんですが、今までからも総務委員会の中でも色々意見がありまして、今回見学させていただいて、今までの9回目と大きく違った事もありまして、それは、出席の理事者側が部長と主幹課長という事で、会場と言うか議場が空席が目立ったんですが、このようにされたという事について、どういう理由でされたのか、お聞かせ下さい。

教育長 以前から各それぞれ課長まで出ていただいて実施してきたわけなんですけど、小野委員もご承知のように、再質問という形で、小野委員が議長の時にそういう制度を設けられた。子ども達が2回発言できるという機会を設けていただいたわけですが、実施した中で、まだそうしたものについて、まだ再質問にならない、というような事で合わせまして課長も、当然本議会は課長も出てるわけですが、けれども、模擬議会という事で、子ども達の議場での体験という事でございますので、質問、その他、答弁の一部、部長、町長にご答弁いただくというような事でございます。3役、私も含めて、そして担当部長、主管課長で説明させていただいて、子ども達の対応をするという事で、今回は主幹課長だけを出席していただきました。あとは事務に専念していただくという事で、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 その意味は分かるんです。その事で事務の方が支障を来してもいけないから、課長、これは教育委員会での開催の事ですので、教育長として、そういう考え方という事で実施された。それについては、何ら異論ないんですが、要綱と言うんですか、その中に、今までの9回やった中ではやはり私どもの一般質問と同じような形式という事は、出席職員、理事者側というのは、議会の方から要請してますので、それに町長は応えていただいて、同じ場所で課長全員にとという事で、本会議のやり方をやっています。その点について、今後もそうする方がいいというような事で、今の場合報告があるのかなという事を思っていたんですが、大きく変わっているという事でね、その考え方というのをしっかり前もって、私はそうなる、という事は事前に漏れ聞いたんですが、当日傍聴に来られた方が、あれっという事を思っておられると思うんですが、いつ頃にそれを決めてそういう具合にして、要綱も変更されたのかどうか知りませんが、どのようにされたのですか。それと今後もそういう形でやろうとされているのかだけちょっと教えて下さい。

教育長 前回の教育委員会で、そういう話をいたしまして、ご了解を得ているところでございます。今回について、初めての事でございますので、その状況を見てという事でやっております。今回の実施する中では、今年実施した主幹課長までの出席でも可能ではないかという判断をいたしております。従いまして、教育委員会にも今回の事を報告いたしまして、そうした考え方でいこうというようなことを考えております。また、10回目という事でございますが、今後継続していくのかどうかという事も含めて、あるいは内容をどういう形に持っていくのか、それも含めて委員会として十分検討していきたいと考えております。

小野委員 教育長がそうして答弁していただくのはありがたいんですが、総務委員として、教育委員会でそうして話される事に対して、総務委員が

委員会には今、子ども模擬議会の結果について、という事で報告をいただいております。これは確かに委員会に対して、この総務委員会、こういう大きな変更をされるんだったらそういう事を教育長として提案、教育委員会に提案された、それはそれでよろしいんですが、やはり担当の総務常任委員会に対しても、報告という事については、後からではちょっとまずいのではないかなと思うんですが、その点についてちょっと、しっかりと6月という事で、教育委員会に6月で協議されたと、わざわざそれを変更するについて、総務常任委員会を開いてもらうとか、また委員長、副委員長にこういう形で、という事でされたのか知りませんが、私の総務委員としては何も聞いてませんので、それらの手続き、手続きと言ったらおおげさになりますけれども、それらについてはどのように考えておられますか。

教育長

6月24日に教育委員会で今回の模擬議会の概要について説明させていただいて、そうした中に今申し上げました事も含めて、ということで報告させていただいたわけでございます。今おっしゃっていただいているように、担当常任委員会である総務委員会で今回の出席する理事者側の出席の内容について、ご報告させていただいてなかったという事でございます。こういった事については今後十分注意して、委員会に事前にご報告させていただくという事をしていきたいと思っております。こういった基本的な事を改正する場合については、十分総務委員会にも教育委員会にも、ご報告させていただくという事でご理解を賜りたいと思っております。

委員長

十分にお互いの意思疎通を図りながら、実施したものについての効果、あるいは実施する事についての効果というものに、お互いが関心を持つという事で、今後十分にご配慮いただきたいと思っております。では、この関係については、打合せの時にも特に今日の総務委員会で模擬議会の結果についてご報告いただくように、という事を要請して報告いただいているという事についても皆さんにご理解をいただい

ておきたいと思います。

それでは（４）西小学校における水道管の漏水について、ご説明いただきます。

教委総務
課長

（４）の、西小学校における水道管の漏水についてでございます。八月初め頃に斑鳩西小学校におきまして、水道管が漏水していることを発見いたしまして、漏水調査を行った結果、給水バルブより高架水槽までに行くまでの間、及び給食室に行くまでの間の地中配管におきまして、漏水がしていると思われ、また、既設配管につきましては、老朽化しており、この配管をそのまま使用するには支障を来しますので、配水管を新設し、給水バルブより校舎のパイプスペースまでの間と、給食室までの給水管を新設したいと考えておりまして、これに要します費用といたしまして、工事請負費８０万円を予備費より充用させていただきます。夏休み期間中に工事を完了すべく、現在作業を進めているところでございます。以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長

ただいまの報告について質問ございませんか。
特にございませんか。

この種の問題は、予算で特に計上している問題ではなくて、予備費から充用して、緊急に行うという関係であるとすれば、正規にきちっとした委員会でのそういう手続きをとらないと、やっぱりいけないのではないか。ただ予備費から充用してやった、という事だけの報告でいいのかどうか、という事については、行財政改革を進めていこうとする今日の状況において、もう少し慎重に町財政の収支の関係については、慎重な配慮を尽くしていく気持ちが大事ではないのかなというように思うんですけど、この辺について、あまりにも当たり前、当然のような関係で処置をしているという事について、一体どうなのかなという風に思うんですけど、この辺は問題ないんでしょうかね。報告は報告でいいんですよ。いいんですけど、僕は安易に考えすぎていな

いか、という事を言いたいんですよ。一般の家庭でしたら、80万円の関係の予備費の支出と云ったらやっぱり大きいでしょ。それが、ごく当たり前のような関係で、これは日常協議の総会ではないわけですよ。しかも2学期から学校生徒の関係の授業にも支障を及ぼさないように早くやらないといけないとなると、特別な配慮なんですよ、ある意味で。そういう事になったらそういう風な面での所管委員会での了解の仕方、扱い方があって、僕は然るべきではないかな。その辺がどうも曖昧にと言うか、安易に物事の処理が行われてきているように、思われるんですけど、そうではないんですか。

助 役 この問題については、私の方に担当からご相談されました。私も今委員長がおっしゃるように、修繕についても流用して簡単にやる、というのはちょっとおかしい。もっと管理面を充実して、きちっとやるべきだ、もう一度検討せい、という事で撥ねつけた経緯がございます。そういう中でも色々調べた結果、どうしても早くしなければならない、という事もございましたので、私としてはやはり慎重にやるべき、という事を付け加えながら了承したという状況でございますので、この費用については補正予算を出す機会がございます。ただ、今、計画の修繕でございますから、それを利用していただいて、やるという事で、執行側としてはそういう風に認識しておりますので、委員長の言われる事は、今後、十分気を付けながら対応して参りたいと思います。

委員長 という事でございます。僕が最も早くやらなければいけない修理を予備費を流用してという事は、たまたまここで補正予算が組まれて9月議会で提起をするという関係、しかも工事は8月中、夏休み中に行うという関係、からしていくと、当然ここで補正でも組めるという設置がある、その機会があるのではないかという風に思うんです。そういう事をせずに、今の段階、先になってしまう訳なんですけど、そういう扱い方というのはどうにもマンネリ化をしているのではないか

な、という風に思いますので、今助役から答弁をいただきまして、十分な対処をお持ちのようですから、あえてこれ以上は言いませんけれども、十分そういった面についてやっぱり慎重な配慮を、お互いに緊縮財政がやかましく言われている時期の事であるだけに、色々そういった面についてはご配慮いただきたいという事をお願いしておきたいと思います。

他にございませんか。

それではこの事については、応急対応処置が講じられているという事の報告を了承して終わりたいと思います。

次に、(5)町民プールの利用状況等について、ご報告いただきます。

生涯学習
課長

それでは今年度の町民プールの利用状況につきましてご報告申し上げます。まず、入場者数でございますが、昨日8月24日現在の入場者総数は、6,334人ございまして、前年度の同期、5,144人で比較いたしますと1,190人、23.1%の増加となっております。今年度の利用者の増加の要因につきましては、委員皆様ご承知のとおり、昨年と比べて天候が非常に好天続きでございまして、暑い日が続いた為と考えております。また、管理運営面につきましても、お陰様で今日まで事故もなく運営を行っておりますが、今日を含めましてあと1週間でございます。最後まで万全の体制で運営して参りたいと考えております。なお、最終的な結果報告につきましては、次回の委員会でご報告申し上げたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

この事について特にございませんですか、質問。よろしいですか。
それでは、今日の委員会でご報告ないし、ご相談申し上げる事項について、予定をいたしております事案は以上のとおりでございますが、委員の皆さんからご意見等がございましたら、お受けをしたいと思っております。

小野委員 教育委員会にお願いしたい事なのですが、先日「斑鳩の教育」、今日冊子持ってくるのを忘れてましたが、「斑鳩の教育」ですかね、それを配布していただきました。その中でちょっと印刷ミス違うのかな、という事で教育長と担当課長に指摘しておいたんですが、その事についてどのようにされているのかだけ、お聞きしておきます。

教育長 小野議員からご指摘いただきまして、正誤表を作らせていただいて配布したところに訂正、正誤表を入れさせていただきたい。今はまだ出来ておりませんが、早急に作らせていただいて、配布させていただきたいと思います。

小野委員 いつ指摘したのか、ちょっともう忘れたんですけど、だいぶなると思うし、その時も何か私は、これどう理解したらいいんやという事だったら、以前からその通りでそこを校正しなかったという事を漏れ聞いたんですけども、そんな事は理由にならないな、と思ってるんですが、その事についてはどう思っておられるんですか。

教育長 ご指摘いただいているように、十分原稿の審査ができていなかったという事が原因でございます。公に出す資料でございます。また教育委員会が実施いたします、参考になる内容のものでございます。それについて、十分審査、検討をさせていただいて、誤字脱字、あるいは資料の間違い等のないように、十分対応していきたいというように考えております。

小野委員 あの個所だけの正誤表ではなくて、もう一度全体を見てもらって、正誤表からまた正誤表を出すような事のないようにお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

ありませんか。理事者の方も特に付け加える事ありませんね。
それでは予定いたしております全ての事案については、ご審議いただきまして、終了したわけでございますので、最後に町長からご挨拶をいただきます。

(町長挨拶)

委員長

では、最後に申し上げておきます。9月定例会で開かれます決算審査特別委員会の委員ですが、総務常任委員会からは森河委員と坂口委員と嶋田委員にお願いしたいと考えておりますので、ご了承いただいております。なお、16年度の総務常任委員会の県外視察について検討しなければならない状況になっているんですけれども、この事については現在副委員長の方で色々ご検討をいただいている段階でございますので、事務局と打合せをしながら、どういう所が適当かという事を検索中でございます。従いまして、具体的な関係については、決定次第、総務常任委員会にご報告申し上げたいと思っておりますけれども、現在そういう段階であるという事について、ご了承いただいております。状態としては、副委員長にお願いをしているという事でございますので、ご理解をいただいております。最後に本日の会議の取りまとめにつきましては、例に基づきまして、正副委員長にご一任いただくようお願いをしたいと思います。それでは本日の総務常任委員会をこれをもって閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。

(午前10時06分 閉会)